（中央区）

**○**[**中央区旅館業法施行条例**](http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\EFServ2\ss000E90FD\GUEST&TID=1&SYSID=1079)

平成二十四年三月三十日

条例第十六号

第一条から第三条　＜省略＞

 (宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第五条　法第四条第二項の措置の基準(以下「措置基準」という。)で、区内の旅館業の施設(以下「営業施設」という。)の換気に係るものは、次のとおりとする。

＜中略＞

6　営業施設の浴室の衛生に係る措置基準は、次のとおりとする。

一　浴槽に清浄な湯水を十分に供給するとともに、共同用の浴室の浴槽には宿泊者の利用している間、湯水を常に満杯に保つこと。

二　浴槽水の交換を区規則で定める回数以上行うとともに、浴槽を十分に清掃すること。

三　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、次のとおりとすること。

イ　貯湯槽の内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行うこと。

ロ　貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

四　ろ過器その他の機器(以下「ろ過器等」という。)を使用して浴槽水を循環させるときは、次のとおりとすること。

イ　ろ過器のろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するための逆洗浄等を区規則で定める回数以上行い、かつ、内部の消毒を行うこと。

ロ　浴槽水を循環させるための配管の内部の消毒を区規則で定める回数以上行うこと。

ハ　集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去するための清掃を区規則で定める回数以上行うこと。

ニ　塩素系薬剤により浴槽水の消毒を行い、当該浴槽水の遊離残留塩素を区規則で定める濃度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ　浴槽水の水質検査を区規則で定める回数以上行うこと。

五　前二号に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、当該記録に係る書類を三年間保存すること。

(管理者の設置)

第六条　営業者は、営業施設の衛生上の維持管理を適正に行うため、営業施設ごとに管理者を置かなければならない。ただし、同一の営業者が経営する営業施設が近接する場合であって、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、複数の営業施設の管理者を同一人が兼務することができる。

＜中略＞

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第九条　区内のホテル営業の施設(以下「ホテル営業施設」という。)における政令第一条第一項第十一号に規定する構造設備の基準(以下この条において「構造設備の基準」という。)で、調理場に係るものは、次のとおりとする。

一から三　＜省略＞

四　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ　ろ過器は浴槽水のろ過に有効なろ過能力を有していること。

ロ　浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けていること。

ハ　汚れを除去するための逆洗浄を行うことができるろ材であること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

ニ　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

ホ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

ヘ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するため、湯水を供給する位置に囲いを設置する等の有効な措置が講じられていること。

ト　浴槽内の循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するため、堅固な金網又は目皿の設置等の有効な措置が講じられていること。

＜以下省略＞

**○**[**中央区旅館業法施行条例施行規則**](http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\EFServ2\ss000E90FD\GUEST&TID=1&SYSID=1051)

平成二四年

規則二二号

第一条から第九条　＜省略＞

 (浴槽水の交換)

第十条　条例第五条第六項第二号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十一条　条例第五条第六項第三号イの区規則で定める回数は、毎年一回とする。

2　条例第五条第六項第三号ロの区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十二条　条例第五条第六項第四号イ及びロの区規則で定める回数は、毎週一回とする。

2　条例第五条第六項第四号ハの区規則で定める回数は、毎日一回とする。

3　条例第五条第六項第四号ニ本文の区規則で定める濃度は、一リツトルにつき〇・四ミリグラムとする。

4　条例第五条第六項第四号ホの区規則で定める回数は、レジオネラ属菌について毎年一回とする。

＜以下省略＞